

食品ロス削減機運醸成事業への質問に対する回答

NO.	項目	質問内容	回答
1	再委託について	<p>自社ではプログラムの開発機能は持たないため、プログラム開発を委託する形で提案を考えております。この場合でも、応募することは問題ないでしょうか。</p> <p>また、応募できた場合に評価点等に与える影響はございますでしょうか。</p>	<p>再委託の承認ができる場合は、次のいずれかにも該当しない場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の主要な部分を再委託すること。 ・契約金額の相当部分を再委託すること。 ・他提案者へ再委託すること。 ・随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。 <p>また、所定の手続きを経た上で再委託が可能です。 (承認する場合に付する条件については、本府他案件の下記PDFのp.6をご参照ください。) http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5141/00383282/shiyousyo_0423.pdf</p> <p>今回のお問い合わせの場合、教材ツールの作成、現場での実施、ポータルサイトの仕様（掲載内容及び動作内容等）、機器等の調達など主要部分を質問者様で行われ、作成したポータルサイトの仕様について、専門性を有するプログラム開発及びそれに伴う編集・更新マニュアルの作成などの一部を他者に再委託される場合は応募可能です。</p> <p>評価については外部委員に委ねられます。ただし、再委託に関する上記内容の府の見解については、各委員に事前にお伝えする予定です。</p>
2	ポータルサイトの定義	<p>こちらポータルサイトの定義ですが一つのアクセス（URL）で食品ロスに関する様々なコンテンツにアクセスができる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>一つのアクセス（URL）で、学校現場等で食品ロスについて学ぶことができるものとしています。こちらのURLには、本事業で作成していただく教材ツールの成果品のデータを掲載していただくとともに、クイズ・ゲーム形式などオンライン上でも楽しく学べる仕様とします。</p>
3	障がい者雇用の算出方法について	<p>こちら算出方法についてですが、時短勤務なども含まれますでしょうか。</p>	<p>算出方法については、国の障害者雇用状況報告書に準じます。「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。</p> <p>具体的な算出方法のお問い合わせについては、最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/osaka/index.html#antei</p>
4	PRやデモ授業について	<p>こちら実施にあたっての大阪府からの提供していただけるようなサポートがありますでしょうか。</p>	<p>小学校で実施する場合、大阪府教育庁を通じて各小学校あてに希望調査や周知をメールにて送付することが考えられます。ただし、希望調査実施にあたっては、必ず実施希望のご回答があるか確認できるものではありません。</p>
5	コンテンツについて	<p>こちらはオリジナルのコンテンツのみでしょうか。外部の食品ロスのポータルサイトへの誘導や、掲載許可が得られたYouTube動画へのリンクを掲載することは問題ないでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載の教材ツールの作成、クイズ・ゲーム形式で学べるもの、オンライン上で学べるものの作成については、オリジナルコンテンツの作成とします。</p> <p>ただし、コンテンツの一部としての動画等については、掲載許可がある場合はそのリンクを掲載していただいて問題ありません。</p>
6	コンテンツの検収方法について	<p>制作した教材や動画について、作り直しや手戻りがどの程度発生するかを懸念しています。内容の妥当性を評価するためにどのような検収方法を想定されているか、成果物の検収フローや評価仕様についてご教示ください。</p>	<p>本公募資料に記載のとおり、小学校高学年向けの内容か、授業科目に関連しているか、広い視点と身近な内容が盛り込まれているかなどについて確認します。また、素案を基に学校関係者等に内容を確認し、案を作成するため、案完成以降については、現場での実施を踏まえ微修正と考えています。</p> <p>できる限り作り直しや手戻りがないよう、本事業開始後に打ち合わせさせていただきます。</p>
7	ポータルサイトの更新について	<p>サイトの更新者はどの担当者を想定しておりますでしょうか。（大阪府環境農林水産部流通対策室の職員様？教職員？民間業者？その他？）</p>	<p>本府（流通対策室）職員による簡易的な更新作業を想定しています。次年度以降も本事業が継続し、新たなページを作成するなどの場合は、民間事業者さまも想定しています。</p> <p>編集・更新マニュアルの作成について、オンライン上で学べるものなどシステム開発で複雑になる箇所の作成有無は、本事業開始後にご相談させていただきます。</p>
8	現場の言葉の定義について	<p>ポータルサイト等を用いた現場での試行的な実施内容の記載にあたり現場という言葉は学校現場と自宅学習の両方を含めるのでしょうか。</p>	<p>学校現場や子ども食堂、公民館等における出前講座のほか、自宅学習のオンラインセミナーの開催等も含まれます。対面型及びオンライン型の両方を必ず実施する必要はありません。</p>
9	今回の補足資料について	<p>補足資料は別紙とのことですが、別紙にWebページのURLを記載した場合、審査員のみなさまに審査の対象として内容をご確認いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提案事業者名がわからないWebページについては、提案書にその該当ページをつけていただくことが望ましいですが、ページ数が多いなど紙媒体では適当でないものは、各委員への事前連絡時に別途リンク集を作成するなど対応します。ご希望がある場合はその旨を提案資料提出時のメールや電話等にてお申しつけください。</p> <p>また、提案事業者名がわかるWebページについては、提案書としてご提出する場合は、必ず紙媒体でご提出いただき、黒塗りをお願いします。</p>